

公益財団法人日本食肉流通センター評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本食肉流通センター定款第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本食肉流通センター（以下「センター」という。）の評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）をいう。その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定した年間報酬額を支給する。

- 2 常勤監事には、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定した年間報酬額を支給する。
- 3 満65歳以上の常勤役員は、前2項の年間報酬額から15%減額した額を年間報酬額とする。この場合、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 前項の規定は、役員就任後満65歳に達した者については、その翌年の1月1日から適用する。
- 5 常勤役員の報酬は、年間報酬額に12分の1を乗じた額を、毎月20日に支給する。この場合、千円未満の端数は切り捨てるものとする。また、支給日が休日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日に支給する。
- 6 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、常勤役員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

この場合、月の全日数について支給する以外のときの報酬額は、その期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算により支給する。

- 7 常勤役員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の報酬の全額を支給する。

- 8 評議員には評議員会への出席に対し、非常勤理事には理事会への出席に対し、非常勤監事には監事としての業務の実施に対し、報酬等として一日当たり 15,000 円を支給する。
- 9 前項の報酬等は、その金額を当該会議の開催日等に、直接評議員及び非常勤役員に支給するものとする。ただし、法令に基づき当該報酬等の額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。
- 10 評議員又は非常勤役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。
- 11 役員等には、賞与を支給しない。

(費用の支給)

- 第4条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は公益財団法人日本食肉流通センター職員給与規程に準ずる。
- 2 役員等には、公益財団法人日本食肉流通センター旅費規程に準じ、職務を行うのに必要な旅費を支給する。
 - 3 旅費の支給方法は、前条の規定に準ずる。

(退職慰労金)

- 第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 2 退職慰労金は、在職月数に、第3条第5項の報酬月額 \times 100分の8に相当する額を乗じて得た額を上限として、理事会で決定する。
 - 3 前項の在職月数の計算は、センターの常勤役員として引き続いた在職期間とし、選任の日から起算して暦に従って月数により計算するものとする。ただし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
 - 4 常勤役員が任期満了の日の翌日に再び常勤役員に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。
 - 5 第1項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職慰労金を受ける順位については、職員退職手当支給規程に準ずる。

(補則)

- 第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本食肉流通センターの設立登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。